

堺市公印規則の一部を改正する規則

堺市公印規則（昭和42年規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表専用公印の表法人諸税行政事務用市長印の項使用区分の欄第1号イ中「市税」の次に「（個人の府民税及び森林環境税を含む。以下同じ。）」を加え、同表市民税行政事務用市長印の項使用区分の欄第1号ア中「係る」の次に「個人の」を加え、同号オ中「市民税及び府民税」を「個人の市民税及び府民税並びに森林環境税」に改め、同表納税行政事務用市長印の項使用区分の欄第1号ケ中「相続財産管理人」を「相続財産清算人」に改め、同号に次のように加える。

サ 大阪府域地方税徴収機構への市税に係る滞納事案の引継ぎ及び同機構からの当該事案の返還に関する文書

別表専用公印の表税務サービス行政事務用市長印の項使用区分の欄第1号エ中「係る」の次に「個人の」を加え、同表保健所用市長印の項使用区分の欄第1号エ及びオ中「又は通知」を「、通知又は証明」に改め、同表保健福祉総合センター所長共通印の項管理責任者及び個数の欄中「幼保推進課長」を「幼保政策課長」に改め、同表開発建築指導行政事務用市長印の項使用区分の欄中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第19号までを1号ずつ繰り上げ、同表国民健康保険被保険者等認印の項使用区分の欄中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同欄第7号中「老人医療、」を削り、同号を同欄第6号とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。